

本校に入学を希望される皆様へ

令和6年6月にこども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律。以下、法という。)が成立し、令和8年12月25日に施行される予定です。同法により、こどもに対して教育を行う事業者である学校等は、こどもに対する性暴力を防ぐための取組を求められます。本校の教育課程では、同法の対象事業者である幼稚園や保育所、認定こども園等で実習等を行うことから、同法の施行及びこれに伴う本校の対応の留意点について、下記のとおりお知らせします。

記

【こども性暴力防止法に関する留意点】

- ・ 実習計画において、こどもと一対一になることが予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、実習先の幼稚園、保育所等の判断により特定性犯罪前科の有無の確認（犯罪事実確認）が必要となる場合があります。この手続きを求められた場合、学生本人からこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- ・ 犯罪事実確認の結果、性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習等はできないこととなります。
- ・ 対象となるのは、法の施行日以降に実施する実習です。
- ・ 法制度の詳細は、こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)」をご覧ください。

URL：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

【本校の対応】

- ・ 法に基づく犯罪事実確認の実施に関わらず、特定性犯罪前科があると判明した学生は対象事業者の幼稚園、保育所等での実習等はできないものとします。
- ・ 入学後の適切な時期に、法の内容や本校の対応に関する留意点を確認いただき、同法についての同意書を求めます。
- ・ 法の対象となる実習等に参加する前には、性犯罪前科がない旨の記載を含む誓約書の提出を求めます。
- ・ 実習を行うことができない場合、教育職員免許状や保育士資格取得のための所要資格を満たさず、免許状や資格を取得できなくなり、同時に卒業も不可能となります。
- ・ 上記の内容を予めご理解いただき入試へ臨んでください。本件について、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 学務部入試担当： 電話：06-6719-0001